

# 共同募金の配分申請受付（地域配分）



「赤い羽根共同募金」は、県民のみなさまから寄せられる福祉のための募金です。

◆共同募金の助成には、広域活動を支援する「広域配分」と、市町村域内の活動を支援する「地域配分」があります。この紙面は「地域配分」についての案内です。

◆「地域配分」の申請書は、太田市福祉会館（太田市社会福祉協議会本所）のほか西部支所（新田福祉総合センター）・太田市ボランティアセンター・自立相談支援センター（市役所南庁舎1階）にも置いてあります。

また、太田市社会福祉協議会ホームページからダウンロード出来ます。〔URL〕<https://otashakyo.jp>

## 備品整備配分

福祉サービス利用者を直接処遇するために必要な備品を整備する事業

【申請できるのは…】

- ①保育所・認定子ども園・学童保育所・地域活動支援センターを経営または運営する法人・団体
- ②太田市域内で活動するNPO法人、任意団体等

【配分上限額】30万円（配分率75%以下）

## 事業経費配分

地域福祉の推進を図ることを目的とした事業

- ・公的制度では対応できない福祉サービスを、地域住民の理解と協力を得ながら実施する事業
- ・福祉施設の有する機能を生かして地域住民に対する福祉サービスを提供する事業
- ・地域住民や福祉関係者などを対象とした各種啓発、講演、研修等の事業
- ・地域福祉の課題を解決すべく関係団体と連携して行う事業

【申請できるのは…】

- ①保育所・認定子ども園・学童保育所・地域活動支援センターを経営または運営する法人・団体
- ②太田市域内で活動するNPO法人、任意団体等

【配分上限額】20万円（配分率75%以下）

【事業数】上限額範囲内で3事業まで申請可能

## 運営費配分

福祉活動を目的として設立された団体の活動経費

【申請できるのは…】

太田市域内で活動する任意団体

※太田市社会福祉協議会からの助成金を受けている団体は除きます。

【配分上限額】3万円

## 赤い羽根文庫購入配分

園児・児童のための図書の購入を目的とした配分

【申請できるのは…】

- ①保育所・認定子ども園・学童保育所・地域活動支援センターを経営または運営する法人・団体
- ②太田市域内で活動するNPO法人、任意団体等

【配分上限額】15万円（配分率90%以下）

太田市独自!!

## 申請受付期間

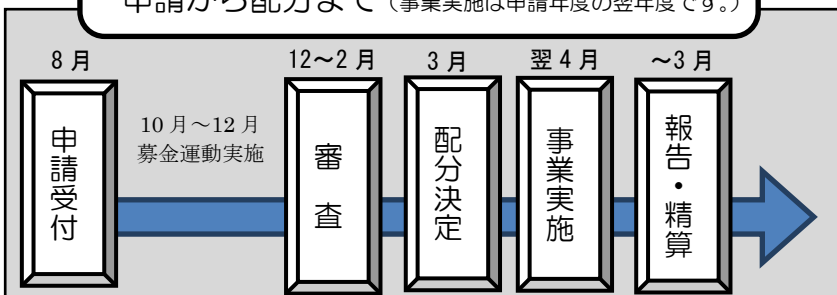
令和5年8月1日（火）～  
**8月31日（木）締切**  
（締切日必着、郵送不可）

## 申請受付

太田市共同募金委員会

（太田市社会福祉協議会内）

申請から配分まで（事業実施は申請年度の翌年度です。）



★ 申請書のダウンロードは・・・

太田市社協

で

検索

または、QRコードから



この配分は、行政からの委託事業や介護保険事業は対象外です。  
配分申請の際には、必ず「申請の手引き、配分基準等」をお読み下さい。なお、申請後に現地調査・ヒアリング調査を行います。